

第2回渡川流域学識者会議の開催について

渡川水系河川整備計画の検討にあたり、第2回「渡川流域学識者会議」を、2月7日（金）に四万十市内において開催いたしますので、ご案内いたします。

開催・傍聴等に関する詳細は（別添資料－1）のとおりです。

同時資料提供先

香川県 サンポート合同庁舎記者クラブ
高知県 高知県政記者クラブ
高知県 幡多記者クラブ

平成26年2月3日

四 国 地 方 整 備 局
高 知 県

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 四国地方整備局 河川計画課
建設専門官 安永 一夫
TEL (087) 851-8061 (内線3613)

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所 計画課
課長 高橋 弘
TEL (0880) 34-7306 (計画課直通)

高知県 土木部 河川課
課長補佐 竹崎 幸博
TEL (088) 823-9838 (河川課直通)

第 2 回「渡川流域学識者会議」の開催について

第 2 回「渡川流域学識者会議」について下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 開催日時

平成 26 年 2 月 7 日 (金) 13 時 00 分から (受付開始 12 時 30 分)

2. 開催場所

四万十社会福祉センター 2階 大会議室

住所: 四万十市右山五月町 8-3 別紙 1 のとおり

3. 議 事 (予定)

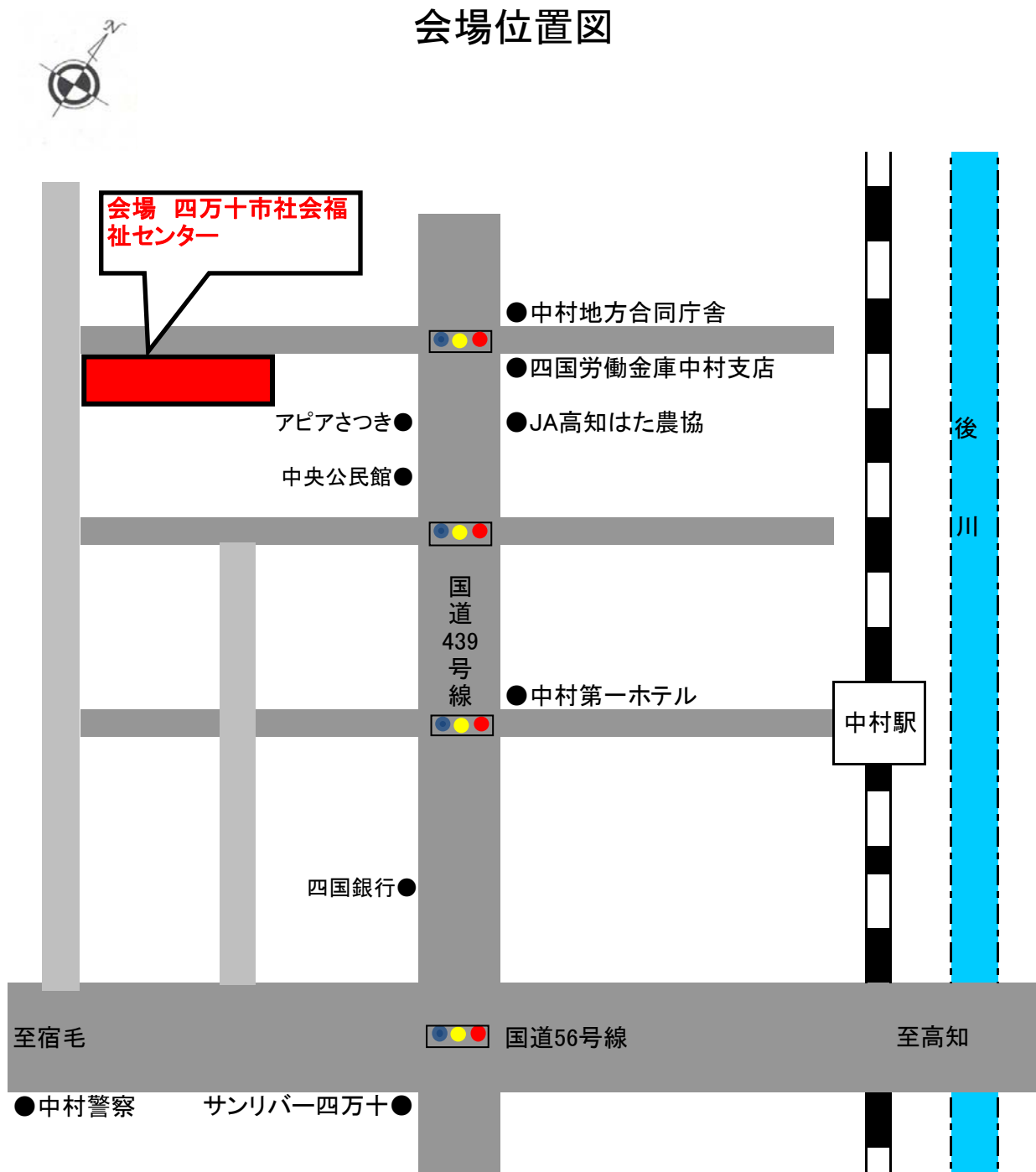
- ・ 渡川水系河川整備計画 (高知県管理区間) の策定について
- ・ 現地調査
- ・ その他

4. 公開等

- ・ 会議は公開で開催します。
- ・ 傍聴を希望される方は、当日 12 時 30 分から受付を開始します。
- ・ 傍聴受付は先着順とさせていただきます。
- ・ 一般の傍聴は、会場運営の都合上、室内会議部分のみとさせていただきます。
- ・ 現地調査時の取材は可能ですが、調査箇所への移動は各社でお願いします。また、移動の際には、安全運転には十分ご留意下さい。
- ・ 取材に際しては、別紙 2 の「取材についてのお願い」を遵守してください。
- ・ 一般傍聴に際しては、別紙 3 の「傍聴要領」を遵守してください。

第2回 渡川流域学識者会議

会場位置図



○四万十市社会福祉センター

四万十市右山五月町8-3 TEL0880-35-3011

※土佐くろしお鉄道「中村駅」より徒歩10分程度

「渡川流域学識者会議」

取材についてのお願い

(取 材)

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用して下さい。
- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②携帯電話は電源を切るかマナーモードにして使用しないで下さい。
 - ③報道機関用の席でPC等の使用は、議事や他の傍聴者等の迷惑にならない限り可能です。なお、取材に必要な電源は各社で用意してください。
- 3) 現地調査時の移動は各社でお願いします。また、移動の際には、安全運転には十分ご留意下さい。

「渡川流域学識者会議」傍聴要領

(主旨)

この要領は、「渡川流域学識者会議」(以下「会議」という。)の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

(会議の傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要事項を記入し、「傍聴者」と記載されたプレートを着用してください。
- 2) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ①会議における発言等への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
 - ②発言、私語、談論などをしないこと。
 - ③プラカード、はちまき、腕章などをしないこと。
 - ④ビラ、資料等の配布はしないこと。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないこと。
 - ⑦その他、会場の秩序を乱したり議事の妨げになるような行為は行わないこと。
- 3) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 4) 事務局が退室を指示したときは、速やかに退室してください。
- 5) 以上のほか、傍聴者は事務局の指示に従ってください。